

以下の点を除き、債権時効期間の満了の延期に関する【3.1.3.62】ないし【3.1.3.67】と同様とする。  
 <ウ> 催告による時効期間の満了の延期は、その催告の当事者およびその承継人の間においてのみ、その効力を有するものとする。

## (裁判上の請求)

**第 149 条** 裁判上の請求は、訴えの却下又は取下げの場合には、時効の中止の効力を生じない。

金山研究会案	鎌田委員会案	加藤研究会案
<p>第 150 条 (裁判上の請求による時効の停止)          時効は、裁判上の請求が却下され又は取り下げられたときは、6箇月を経過するまでの間は、完成しない。</p>	<p>【3.1.3.57】 (訴えの提起等による債権時効期間の進行の停止)          &lt;1&gt; 【3.1.3.56】&lt;1&gt;&lt;ア&gt;に該当する請求または申立て等がされたときは、その時に債権時効期間の進行は停止する。          &lt;2&gt; 債権の一部について【3.1.3.56】&lt;1&gt;&lt;ア&gt;に該当する請求または申立て等がされた場合において、一部請求である旨が明らかにされていたときは、&lt;1&gt;の効力は債権の全部について生じる。          &lt;3&gt; 債権の存在が確定されないまま手続が終了したときは、その時点から債権時効期間の進行が再開する。この場合、手続終了の時から【6か月／1年】が経過するまで、債権時効期間は満了しない。この【6か月／1年】の間にされた履行の催告は、時効期間の満了を延期する効力を持たない。          &lt;4&gt; 保証人、物上保証人その他の債務者以外の者を相手として裁判上の請求等がされた場合において、債権者または訴え等の相手方がその請求等につき債務者に通知したときは、その通知の到達時に、債権時効期間の進行が停止する。          &lt;5&gt; &lt;4&gt;の場合、当該手続の終了の時に債権時効期間の進行が再開する。この場合、手続の終了の時から【6か月／1年】が経過するまで、債権時効期間は満了しない。この【6か月／1年】の間にされた履行の催告は、時効期間の満了を延期する効力を持たない。</p>	<p>第 98 条 (権利行使による時効完成の猶予)          ① 次の各号に掲げる権利行使のための手続がなされた場合には、その手続終了の時から 3か月間、時効は完成しない。ただし、(新)第 102 条 (時効の新たな進行) 第 1 項第 1 号及び第 2 号の適用があるときは、同条の定めるところによる。          一 訴訟手続</p>

注1) 参照：仲裁 29

### (支払督促)

**第150条** 支払督促は、債権者が民事訴訟法第392条に規定する期間内に仮執行の宣言の申立てをしないことによりその効力を失うときは、時効の中止の効力を生じない。

金山研究会案	鎌田委員会案	加藤研究会案
<p>第151条 (支払督促による時効の停止) 時効は、債権者が民事訴訟法第392条に規定する期間内に仮執行の宣言の申立てをしないことにより支払督促の効力を失うときは、6箇月を経過するまでの間は、完成しない。</p>	<p>【3.1.3.62】 (債権時効期間の満了の延期) &lt;1&gt; 次の事由を、債権時効期間の満了の延期事由とする。 &lt;ア&gt; 催告 &lt;イ&gt; 現民法158条から161条までに定める事由 &lt;2&gt; 主たる債務者に対する&lt;1&gt;&lt;ア&gt;の事由による債権時効期間の満了の延期は、保証人その他の主たる債務を履行する債務を負う他人に対しても、その効力を生じる。</p> <p>【3.1.3.63】 (催告による債権時効期間の満了の延期) &lt;1&gt; 債権者が債務者に債務を履行すべき旨を催告したときは、その催告に係る債権の債権時効期間は【3.1.3.44】&lt;1&gt;ないし&lt;3&gt;に定める期間が経過したときであっても、その催告の時から〔6か月／1年〕が経過するまで満了しない。 &lt;2&gt; &lt;1&gt;により債権時効期間の満了が延期されている間にさらに催告がされた場合、その催告によって&lt;1&gt;の効力は生じない。</p>	<p>第98条 (権利行使による時効完成の猶予) ① 次の各号に掲げる権利行使のための手続がなされた場合には、その手続終了の時から3か月間、時効は完成しない。ただし、(新)第102条(時効の新たな進行)第1項第1号及び第2号の適用があるときは、同条の定めるところによる。</p> <p>二 督促手続</p>

### (和解及び調停の申立て)

**第151条** 和解の申立て又は民事調停法(昭和26年法律第222号)若しくは家事審判法(昭和22年法律第152号)による調停の申立ては、相手方が出頭せず、又は和解若しくは調停が調わないとときは、1箇月以内に訴えを提起しなければ、時効の中止の効力を生じない。

金山研究会案	鎌田委員会案	加藤研究会案
<p>第152条 (訴え提起前の和解及び調停による時効の停止) 時効は、訴え提起前の和解又は民事調停法(昭和26年法律第22号)若しくは家事審判法(昭和22年法律第152号)による調停の申立ては、相手方が出頭せず、又は和解若しくは調停が調わないとときは、1箇月以内に訴えを提起しなければ、時効の中止の効力を生じない。</p>	<p>【1.7.06】 (取得時効または消滅時効の時効期間の更新等) &lt;1&gt; 取得時効または消滅時効については、以下の事由を、更新事由とする。</p>	<p>第98条 (権利行使による時効完成の猶予) ① 次の各号に掲げる権利行使のための手続がなされた場合には、その手続終了の時から3か月間、</p>

年法律第152号)による調停手続において、相手方が出頭せず、又は和解若しくは調停が調わないときは、6箇月以内に訴えを提起しなければ、停止の効力を生じない。

<ア> 権利を認める確定判決、確定した家事審判、家事審判法による調停または民事調停法による調停、裁判上の和解、もしくは仲裁判断その他確定判決と同一の効力を有するもの

<イ> 民事執行

<ウ> 承認

<2> 更新の効力が生じる時点は、次の通りとする。

<ア> <1><ア>による更新については、判決確定の時、家事審判が確定した時または確定判決と同一の効力が生じた時

<イ> <1><イ>による更新については、執行手続が終了した時。ただし、時効の利益を受ける者に対してしないときは、その者に通知をした後でなければ、更新の効力を生じない。

<ウ> <1><ウ>による更新については、承認がされた時

<3> <1>の事由による時効期間の更新は、その更新事由が生じた当事者およびその承継人の間においてのみ、その効力を有する。

<4> 所有权の取得時効期間は、占有者が任意にその占有を中止し、または他人によってその占有を奪われたときは、終了する。この場合において、占有者が再び占有を開始したときは、【1.7.02】の期間は、その再び占有を開始した時に起算する。

<5> <4>は、所有権以外の財産権の取得時効期間について準用する。

#### 【3.1.3.56】(債権時効期間の進行の停止)

<1> 債権時効期間は、次の事由により進行を停止する。

<ア> 訴えの提起その他の裁判上の請求、支払督促の申立て、和解の申立て、民事調停法もしくは家事審判法による調停の申立て、破産手続参加、再生手続参加、更生手続参加等、現民法147条1号にいう「請求」に該当する場合(ただし、催告を除く。)またはその

時効は完成しない。ただし、(新)第102条(時効の新たな進行)第1項第1号及び第2号の適用があるときは、同条の定めるところによる。

三 裁判所及び認証紛争解決事業者による和解手続又は調停手続若しくは仲裁手続

債務の履行を請求することができない。

**【3.1.5.08】（履行場所）**

指図証券に表示される債権の弁済は、証券に弁済の場所が記載されている場合にあっては、その場所において、そのような記載がない場合にあっては、債務者の現在の営業所または事務所（営業所または事務所がないときは、その住所）においてしなければならない。ただし、債権の性質から当然に履行の場所が決定されるときは、この限りでない。

**【3.1.5.09】（履行遅滞）**

指図証券に表示される債権の債務者は、その債務の履行について期限の定めがあるときであっても、その期限が到来した後に所持人がその証券を提示してその履行の請求をした時から遅滞の責任を負う。

注1)

注1) 参照：商516、517

**（無記名債権の譲渡における債務者の抗弁の制限）**

**第473条** 前条の規定は、無記名債権について準用する。

鎌田委員会案	加藤研究会案
<p><b>【3.1.5.13】（抗弁の切断）</b></p> <p>持参人払証券の債務者は、当該証券に記載した事項および当該証券の性質から当然に生ずる結果を除き、当該証券を譲渡した者に対する人的関係に基づき対抗することができる事由をもって所持人に対抗することができない。ただし、当該所持人が、当該債務者を害することを知って当該証券を取得したときは、この限りでない。</p>	<p><b>第365条（無記名債権の譲渡における債務者の抗弁の制限）</b></p> <p>無記名債権の債務者は、その証書に記載した事項及びその証書の性質から当然に生ずる結果を除き、その無記名債権の譲渡前に債権者に対抗することができた事由をもって善意の譲受人に対抗することができない。</p>

## 第5節 債権の消滅

### 第1款 弁済

#### 第1目 総則

**（第三者の弁済）**

**第474条** 債務の弁済は、第三者もすることができる。ただし、その債務の性質がこれを許さないとき、又は当事者が反対の意思を表示したときは、この限りでない。

2 利害関係を有しない第三者は、債務者の意思に反して弁済をすることができない。

鎌田委員会案	加藤研究会案
<p><b>【3.1.3.02】（債務者以外の者による弁済）</b></p> <p>&lt;1&gt; 債務者以外の第三者は、弁済をすることができる。ただし、債務の性質がこれを許さないとき、</p>	<p><b>第378条（弁済）</b></p> <p>① 債権は、債務者の弁済により消滅する。</p> <p>② 債権は、第三者も弁済することができる（以下</p>

<p>または、両当事者がこれを許さない旨の合意をしたときは、この限りではない。</p> <p>&lt;2&gt; &lt;1&gt;ただし書に該当しない場合において、第三者が弁済したとき、第三者は債務者に対して、委任、事務管理、または、不当利得その他の規律に基づいて、求償権を取得する。</p> <p>&lt;3&gt; &lt;2&gt;にかかわらず、&lt;1&gt;ただし書に該当しない場合において、[保証人、]物上保証人、または、第三取得者などの弁済をするについて正当な利益を有する者以外のものが、債務者の意思に反して弁済をしたとき、第三者は債務者に対して求償権を取得しない。</p>	<p>「第三者の弁済」という。)。ただし、次の各号のいずれかに当たるときは、この限りでない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 債務の性質が第三者の弁済を許さないとき。</li> <li>二 第三者が、弁済をすることにつき利害関係を有しておらず、かつ、その弁済に債務者が反対の意思を表示したとき。</li> </ul> <p>(③ 前項本文に従って第三者による弁済がなされ、弁済者が原債務者に対して求償権を行使できるときには、第4目(弁済による代位)の規定が適用される。</p>
--	---

#### (弁済として引き渡した物の取戻し)

**第475条** 弁済をした者が弁済として他人の物を引き渡したときは、その弁済をした者は、更に有効な弁済をしなければ、その物を取り戻すことができない。

鎌田委員会案	加藤研究会案
<p>【3.1.3.06】 (他人の物の引渡し等)</p> <p>&lt;1&gt; 弁済をした者が弁済として他人の物を引き渡したときは、その弁済をした者は、更に有効な弁済をしなければ、その物を取り戻すことができない。</p>	<p>第383条 (弁済として引き渡した物の取戻し)</p> <p>① 弁済をした者が弁済として他人の物を引き渡したときは、その弁済をした者は、更に有効な弁済をしなければ、その物を取り戻すことができない。</p>

**第476条** 謙譲につき行為能力の制限を受けた所有者が弁済として物の引渡しをした場合において、その弁済を取り消したときは、その所有者は、更に有効な弁済をしなければ、その物を取り戻すことができない。

鎌田委員会案	加藤研究会案
<p>【3.1.3.06】 (他人の物の引渡し等)</p> <p>&lt;3&gt; 現民法476条は廃止する。</p>	削除

#### (弁済として引き渡した物の消費又は譲渡がされた場合の弁済の効力等)

**第477条** 前2条の場合において、債権者が弁済として受領した物を善意で消費し、又は譲り渡したときは、その弁済は、有効とする。この場合において、債権者が第三者から賠償の請求を受けたときは、弁済をした者に対して求償をすることを妨げない。

鎌田委員会案	加藤研究会案
<p>【3.1.3.06】 (他人の物の引渡し等)</p> <p>&lt;2&gt; &lt;1&gt;の場合において、債権者が弁済として受領した物を善意で消費し、または、譲り渡したときは、その弁済は有効とする。この場合において、債権者が第三者から賠償の請求を受けたときは、弁済をした者に対して求償することを妨げない。</p>	<p>第383条 (弁済として引き渡した物の取戻し)</p> <p>② 前項の場合において、債権者が弁済として受領した物を善意で消費し、又は譲り渡したときは、その弁済は、有効とする。この場合において、債権者が第三者から賠償の請求を受けたときは、弁済をした者に対して求償することを妨げない。</p>

## (債権の準占有者に対する弁済)

**第478条** 債権の準占有者に対してした弁済は、その弁済をした者が善意であり、かつ、過失がなかったときに限り、その効力を有する。

鎌田委員会案	加藤研究会案
<p>【3.1.3.03】（債権者以外の者に対する履行）</p> <p>&lt;1&gt; 債権者が第三者に受領権限を与えた場合、または、法律に基づき第三者が受領権限を有する場合、その第三者（この提案では、債権者以外の者で受領権限を有するものという）に対する履行は、弁済となる。</p> <p>&lt;3&gt; 履行をする者が、合理人を基準として債権者の外形を有していると判断される者を、正当な理由に基づいて債権者であると信じて、その者に対して履行をした場合、履行は有効な弁済となる。</p> <p>&lt;4&gt; 履行をする者が、合理人を基準として債権者以外の者で受領権限を有するものの外形を有していると判断される者を、正当な理由に基づいて受領権限を有すると信じて、その者に対して履行をした場合、履行は有効な弁済となる。</p> <p>&lt;5&gt; 免責証券を所持する者に対してした履行が、&lt;3&gt;または&lt;4&gt;にも該当する場合は、&lt;2&gt;のみが適用され、&lt;3&gt;または&lt;4&gt;は適用されない。</p>	<p>第384条（弁済受領の権限の外観を有する者に対する弁済）</p> <p>① 債権の準占有者、その他弁済受領の権限の外観を有する者に対して弁済した者は、善意であり、かつ、過失がなかったときは、その債権の消滅を主張することができる。ただし、弁済受領の権限の外観が生じたことにつき、債権者に責に帰すべき事由がないときは、この限りでない。</p> <p>② 前項の場合であっても、偽造カード等及び盜難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等からの預貯金者の保護等に関する法律（平成17年法律第94号）の適用があるときには、同法の定めるところに従う。</p>

## (受領する権限のない者に対する弁済)

**第479条** 前条の場合を除き、弁済を受領する権限を有しない者に対してした弁済は、債権者がこれによって利益を受けた限度においてのみ、その効力を有する。

鎌田委員会案	加藤研究会案
	<p>第385条（受領する権限のない者に対する弁済）</p> <p>前条の場合を除き、弁済を受領する権限を有しない者に対してした弁済は、債権者がこれによって利益を受けた限度においてのみ、その効力を有する。</p>

## (受取証書の持参人に対する弁済)

**第480条** 受取証書の持参人は、弁済を受領する権限があるものとみなす。ただし、弁済をした者がその権限がないことを知っていたとき、又は過失によって知らなかつたときは、この限りでない。

鎌田委員会案	加藤研究会案
<p>【3.1.3.03】（債権者以外の者に対する履行）</p> <p>&lt;2&gt; 免責証券を所持する者に対してした履行は、その者が債権者または債権者以外の者で受領権限を有するものでなかつた場合であっても、有効な弁済となる。ただし、履行をした者が、履行をするとき、悪意または重大な過失があるときは、この限りではない。</p>	削除